

令和3年度茨城県庁インターンシップPCR検査実施要領

(要領の目的)

第1条 この要領は、茨城県（以下「県」という。）が令和3年度に行うインターンシップの際に実施するPCR検査（以下、検査という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(PCR検査の目的)

第2条 インターンシップは、居住地からの移動を伴って参加することが多いため、茨城県庁においてインターンシップに参加する者にPCR検査を実施し、検査の結果を確認した上でインターンシップに参加させることで、参加者と県民の安全・安心を確保する。

(検査対象者)

第3条 検査の対象者は、令和3年度に茨城県庁においてインターンシップに参加する学生等（以下、学生という）とする。

2 検査の結果が陰性であることが確認された学生のみがインターンシップに参加できるものとする。

(検査実施の方法)

第4条 検査は検査キットの発送及び結果の通知を含めて、検査機関に業務を委託して実施する。

2 検査は、学生が検体を採取し、それを郵送したものを使用して受託業者が実施する。

3 検査の精度を一律とするため、学生は、必ず指定する業者によるPCR検査を受けるものとする。

4 検査実施の日程等については、別紙によるものとする。

5 学生は、インターンシップへの参加のために居住地から移動する必要がある場合は、感染拡大防止の観点から、検査結果が陰性であることを確認した後に移動するものとする。

(検査実施および結果提供の了承)

第5条 学生は、インターンシップ申込みの際に、いばらき電子申請届出サービスに所要の入力を行うことにより、検査の実施及び検査結果の県への提供について了承したものとみなす。

2 検査の実施に際し、県は、学生に関する必要な個人情報を受託機関に提供することができる。

3 受託機関は、県から提供された学生に関する個人情報を、受託業務の遂行以外の目的で使用することはできない。

4 県は、検査の結果が陽性であることが判明した場合は、その学生の居所を所管する保健所に連絡する等の必要な措置を取る。

(負担金)

第6条 学生は、自己負担金として、検査費用のうち3,000円を、インターンシップ開始7日前の15時までに検査機関に銀行振り込みにより支払う。

2 受託機関は、自己負担金の振り込みを確認した後に検査キットを発送する。

(検査に係る連絡)

第7条 県及び受託機関は、検査に関する連絡を、学生がインターンシップ参加申込みの際に記載したEメールアドレスあてを行う。学生は必ず連絡事項を確認し、確認した旨の返信を行う。

2 PCR検査の結果、学生の陽性が判明した場合は、前条の限りではない。

(検査実施後の健康観察)

第8条 学生は、検査を実施した日からインターンシップに参加する日まで健康観察を行う。

2 学生は、インターンシップ参加の際に、いばらきアマビエちゃんへの登録を行う。

(インターンシップ終了後の健康状態について)

第9条 学生は、インターンシップ終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患したと判明した場合は、茨城県あて連絡する。

2 茨城県は、罹患の連絡を受けた場合、所管する保健所と連絡を取る等必要な措置を取る。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、茨城県庁インターンシップにおけるPCR検査に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

(別紙) PCR検査実施の流れ

	●検査実施業者	○学生	△県
インターンシップ開始 7日前	●振り込み確認、県に共有	○自己負担額の振り込み <u>15:00まで</u>	△振り込み結果確認
6日前	●検査キット発送		
5日前			
4日前		○検査キット着 ○検査実施 ○検体の発送 ○健康観察記録(1日目)	
3日前		○健康観察記録(2日目)	
2日前	●検体着 ●検査	○健康観察記録(3日目)	
1日前	●検査結果通知(メール等)	○健康観察記録(4日目) ○検査結果確認	△検査結果確認
1日目		○健康観察記録(5日目) ○オンライン研修	△オンライン研修
2日目		○△健康観察・各課での実習	
3日目		○△各課での実習	